

前橋市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

R7.8.5 市民課

1 趣旨

令和4年度より「前橋市と日本郵便株式会社との包括連携協定書」に基づき、市内郵便局10局においてマイナンバーカードの交付申請支援事務の業務委託を継続的に行っていますが、マイナンバーカードの電子証明書更新対象者増加による市役所窓口混雑解消と窓口体制の強化として、試行的に市役所近隣の郵便局1か所を指定してマイナンバーカードの電子証明書にかかる業務を委託するものです。

本事業は国のマイナンバーカード交付金を活用できるため、モデル事業として実施し、効果が見込まれた場合には、今後の拡大を検討します。

なお、実施箇所の指定については、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項の規定に基づき指定し、同条第3項の規定に基づき議会の議決を得ることといたします。

2 委託内容

電子証明書関係事務

（電子証明書の新規発行・更新、暗証番号の初期化・再設定）

3 実施箇所

(1) 郵便局

平和郵便局（平和町二丁目18番15号）

(2) 理由

- ・来庁者の分散による市役所窓口の混雑解消に適した郵便局として、日本郵便株式会社関東支社から提案を受けた局である。

- ・市内10局の郵便局で行っているマイナンバーカードの交付申請支援事務における市民の利用実績が多く、局員がマイナンバーカード事務に関する知識を有している。
- ・市役所の近隣に位置しており、職員による統合端末作業や不意のトラブル対応が容易な立地である。
- ・申請支援事務を実施している郵便局のうち、唯一ローカウンターが設置されており、バリアフリーの観点から来局者の身体的な負担が小さい。

4 施行期日

令和7年12月1日

5 令和7年度委託料

483,000円（当初予算額）

※実績支払いのため上記金額は見込額

6 導入までのスケジュール

令和7年8月 庁議報告・市民経済常任委員会報告

9月 第三回定例会に議案提出

12月 契約締結

令和8年1月 郵便局通信環境構築、事務用品・消耗品等設置

2月 （上旬）研修

（中旬）サービス開始